

仕様書

1 件名 オフィス環境整備等（下水道建設事務所 鳥羽事務所）

2 概要

本仕様書は、下水道建設事務所（鳥羽事務所）に必要な什器等を購入し、指定する場所に設置するものである。

3 対象物品

別紙「内訳書」に記載したもの。

4 納入期間

(1) 令和6年11月3日から令和6年12月27日までの間で京都市上下水道局（以下「当局」という。）が指定する日曜日又は祝日とする。

納入日時等の詳細なスケジュールについては、契約決定後に当局と協議すること。

(2) 納入時間は、原則午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、当局が承諾する場合はこの限りではない。

5 納入場所

(1) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1 鳥羽水環境保全センター内
下水道建設事務所（鳥羽事務所）（別紙平面図参照）

6 特記事項

(1) 物品は、別紙「什器リスト」の製品にて応札すること。

(2) 別紙「内訳書」の配送、搬入、組立、据置（部材含む）、残材処理、梱包、掃除までを入札価格に含めること。

(3) 搬入時には、養生を実施すること。万が一、製品及び建築物を破損した場合は受託者において原状回復もしくは費用負担すること。

(4) 各作業・工程における廃材・ゴミ等については、受託者が処理すること。

(5) 運搬車両の進入、退出、停車等に当たっては、十分な注意を払い、通行人等の安全を最優先とすること。

(6) 受託者又は作業員が故意過失により当局又は第三者に損害を与えた場合は、受託者はこれを賠償する責を負うものとする。

(7) 本仕様書に定めていない事項については、定める必要がある場合は、当局と受託者間において、協議し定めるものとする。

(8) 契約決定後、各什器の品番、使用、単価が分かる内訳書を提出すること。

7 支払い

(1) 部分払

行わない。

(2) 完了払

別紙「内訳書」の製品が全て納入、設置された後、受託者からの請求に基づき請求後30日以内に支払う。